狂犬病予防注射

注射料金変更しています

●町民課生活環境係 ☎985-4117



生後91日以上の犬の飼い主には、

生涯に1度の登録と、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。 予防注射は日程内ならどこでも受けられます。都合のよい場所で受けてください。 登録済みの人は、3月下旬にお送りする案内はがきを必ず持参してください。

❖料金

- ①すでに登録している場合
 - 3.000円(注射料金)
- ②新規に登録する場合
 - 6,000 円 (注射料金+登録料 3,000 円)



❖注意事項

- ・首輪をし、ふん便の始末袋を用意してきてください。
- ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院で受けてく ださい (注射料金は病院によって異なります)。
- ・登録内容に変更(犬の死亡・飼主の変更・住所変更など)がある場合は、必 ず事前に町民課へご連絡ください。

❖狂犬病予防集合注射日程

4/3 金	岡田校区
9:00~ 9:20	大間教深寺前
9:25~ 9:50	上高柳集会所前
10:00~10:20	恵久美集会所前
10:30 ~ 10:50	北公民館前
11:00 ~ 11:20	西高柳集会所前
13:20 ~ 13:40	北川原集会所前
13:50 ~ 14:05	塩屋集会所(新)前
14:15~14:40	西古泉公民館前
·	

4/6	松前校区
9:00~ 9:15	南黒田公民館前
9:25~ 9:50	北黒田公民館前
10:00~10:15	西公民館前
10:25~10:40	新立住吉神社前
10:50~11:20	松前公園老人広場
13:20 ~ 13:45	松前駅前
13:55 ~ 14:10	本村えびす神社前
14:20 ~ 14:40	古城幼稚園前

4/7 火 北伊予校区		
9:00 ~ 9:30	中川原公民館前	
9:40 ~ 10:00	徳丸集会所前	
10:10~10:25	出作集会所前	
10:35 ~ 10:55	東公民館前	
11:05 ~ 11:20	鶴吉公民館前	
13:20 ~ 13:35	永田公民館前	
13:40 ~ 13:55	横田公民館前	
14:00 ~ 14:15	大溝公民館前	
14:20 ~ 14:40	東古泉公民館前	

家具の転倒防止

3 985–4103

東日本大震災から4年が経ちますが、家庭での 防災・減災対策は進んでいますか。対策に完全は ないので、期間を決めてコツコツ取り組むことが大 切です。今回は、もう一度見直してほしい家具の転 倒防止について紹介します。

対策が必要な理由

被災時に家具などが倒れないようにすることはも ちろんですが、いつ余震が起こるか分からず、本震 でダメージを受けた家にいるのは危険です。速やか に家から脱出するためにも、障害物となるものは事 前に固定しましょう。対策をしていると、避難所生活 から自宅に戻ったときに片付ける手間も省けます。



対策

突っ張り棒、L型金具、ベルト、マットなどで行い ます。L型金具など壁に直接固定するものは頑丈で すが、突っ張り棒やマットなどを組み合わせないと 十分に固定できないことがあります。これらは、近く のホームセンターで購入できます。

家具や棚の上にお酒や花瓶などを置いている場合

は、下の方に移動させ ましょう。特にお酒は ガラスが飛散するだけ でなく、液体が飛び散 り衛生上の問題になる ことがあります。



ごみの分別にご協力を 間違った出し方で火災事故が発生

プレー缶が火元となり、ガスを抜いていないライ プレ 車の火災事故が発生して ながり大変危険です。 てしまうと、 次の点に気を付けて、 ・缶などは、 火事や人身事故につ 他のごみに混ぜ 町内でも、 ごみ収集 ター 適切な 、ます。 やス

分別を心掛けましょう。 電池類 有害ごみの日に出す。

> で出す。 使い切って か

か 金金

マークに従って「かん類」か ガスを抜いてから、リサイ **▼ボンベ・スプレー缶など** ク b ル

められ、

考える人は、 自殺で亡くなって

「死ぬしかない」「孤立し八は、悩みや問題に追い詰

全国では、

毎年3万人近くが

います。

自殺を

付

ている」と視野が狭まっています

「埋め立てごみ」

電池類、

ライ

ボンベ、

ス

ガスを抜くか、 ライター

野外焼却禁止・不法投棄防止にご協力を

●禁止の例外 掘っての焼却、一定の基準を満たし す。ドラム缶、ブロック囲いや穴を により罰則付きで禁止されていま いな 例外として焼却が認められる行 られています。野外焼却は法律 野外焼却に関する苦情が多く寄 い焼却炉の使用も禁止です。

焼却▽ 却などの行事での焼却です。 **魚網にかかったごみの焼却 (廃ビニ** 災予防訓練▽焼き畑、畔草、 為は▽災害時などの応急対策、 ルの焼却は禁止)▽キャンプファ どんど焼きや塔婆の供養焼 などを行うときの木くずの 下枝や 火

●近所への配慮を 0)

どは、できるだけせんてい 肥化施設に持ち込みましょう。 は指導の対象となります。 が出て、 町に苦情があっ

するようにしてください する▽時間帯・風向きなどを考慮 草木をよく乾かす▽少量ず 行う▽煙がなるべく出ないように つ焼却

9 8 5

属類」で出す。

■町民課ごみ対策係

めに、

次に紹介する「一人一人がで

大切な人、身近な人の命を守るた

きること」を実行していきましょう。

お済みですか? 確定申告

3月の確定申告の相談日程は下表の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。 所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

償却資産を新たに所有した人(法

土地の異動、町内に土地・家屋及び

人) の確認などにご利用ください

▼閲覧場所 ▼閲覧期間

税務課11番窓口

4月1日(水)

■税務課資産税係

2985

が記載されています。家屋の新築、 却資産の評価額、課税標準額など 人) に課税されます

課税台帳には、

土地・家屋及び償

事前にお問ったった。

※運転免許証など官公署発行

事前にお問い合わせください

③代理の場合は所有者の委任状

●27年度の固定資産税納税通知書

は4月中旬に発送予定です。

在で固定資産を所有している人(法

固定資産税は、毎年

克 1

日現

↓ 持参するもの

②本人確認のできるも

0)

固定資産税台帳

の

閲覧

●役場申告会場

3月16日 月まで ※土・日曜日は除く 9時~11時30分、13時~16時 役場 2 階大会議室

軽自動車などの 廃車・名義変更は 3/31 までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している名義の人に1年

持参するもの

●印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の

場合は新所有者と旧所有者のもの】

②車台番号の分かるもの(自賠責

保険証書など) ③ナンバープレー

●自動車検査証(250cc超以上の場

合) ②印鑑(シャチハタ不可)【名義

変更の場合は新所有者と旧所有者の

もの。廃車の場合は検査証欄の使用者

と所有者のもの】 ③住民票(3カ月

以内のもの) ④ナンバープレート

(廃車、県外転出などの場合) 5自賠

責保険証書

(廃車、町外転出などの場合)

分を納めてもらう税金です。廃車、名義変更や転出をする場合は、3

月31日(火)までに手続きをしてください。

手続き場所

税務課

小型特殊自動車 ☎ 985-4110

町民税係

愛媛運輸

支局☎ 050-

5540-2076

軽自動車検査

協会愛媛事

務所☎050-

※持参するものは申告先で異なることがあるので、事前に確認してください。

●税務課町民税係 ☎ 985-4110

3816-3124

車 種

原動機付自転車

農耕用作業車

軽二輪車(125cc

二輪の小型自動

超~ 250cc以下)

車(250cc超)

軽自動車

(125cc以下)

ミニカー

●各地区公民館・集会所

期間	9時~11時30分	13 時~ 16 時
3/2	塩屋	昌農内
3 🕸	南黒田	西高柳
4 永	新立	西古泉
5 🖈	本村	筒井
6 🛳	宗意原	北黒田

※役場正面玄関入口は7時30分に開きます。 ※混雑により午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が 13 時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

₿松山稅務署 ☎ 941-9121 (自動音声案内) 税務課町民税係 ☎985-4110

【申告した所得は】

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得 証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

①国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき

②児童手当を受けるとき

③国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき ④保育所の入所申請をするとき

⑤奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき

⑥公営住宅を申し込むとき ⑦金融機関などから融資などを受けるとき

【申告に持参するもの】

○印鑑 (シャチハタ不可)

○税務署から申告書が送付されている人はその申告書 ○所得の計算に必要な書類(年金や給与の源泉徴収票など)

○医療費の領収書(集計をしてきてください)

○社会保険料(国民健康保険料)控除証明書や領収書 ○健康保険料負担額の分かる支払証明書や領収書

○生命保険料・地震保険料の控除証明書

○障がい者手帳など

○還付金の受取口座が分かるもの(本人名義の預金通帳など)

行為でも、

例外 やむを得ず焼却する場合は、▽ 大量の たとき 枝の堆 草木な

■町民課ごみ対策係 近所へ声掛けして理解を得てから

聴覚障がい者のコミュニケー 「要約筆記者」の養成研修受講者の募集 ションを支援

です。手話を知らない中途失聴の をその場で文字にして伝えること 人や難聴の人が、情報手段の一つと 要約筆記は、話し手の言葉や音

町

▼期間 ▼講座の種類 の部・夜の部) しています。 27年4月14日 手書き・ 28年3月 パソコン

▼時間 ▼応募資格 8日の毎週火曜日 18時30分 10 ~20時30分(夜の部) 20歳以上で、修了 12時 (午前の部) 後、

※パソコンコースは、 要約筆記活動を希望する パソコンの基

> ▼受講料 ▼ 会場 ※伊予 ▼定員 砥部町在住者を合わせた定員枠 市若草町8 松山市総合福祉センター 6人程度 、東温市、 久万高原町、松前 2

(松山

込むか、希望講座名、 福祉課障がい福祉係 松前町大字筒井631番地 ▼申込先 いて郵送してください(様式は任意)。 申し込み方法の申込期限の3月 がナ)、年齢、職業、電話番号を書 7 9 無料(教材費別途必要) 直接窓口で申 10日(火) 住所、氏名(フ 3

3月は自殺対策強化月間です

③つなぎ 早を傾ける。 ② 傾 聴 ①気付き いて声を掛ける。 本人の気持ちを尊重し、 家族や仲間の変化に気

談するように促す 寄り 添 11 なが

早めに専門家などに相

なで支えていくことが大切です。自殺を予防するには、地域みん

4見守り

くり見守る

■健康課保健センタ 一係

1 2015-3 ❖ 広報 まさき

平成 27 年 4 月から

▷改定日 平成27年4月1日

印鑑登録証の交付手数料

身分・身元に関する証明

一般廃棄物処理業許可

浄化槽清掃業許可手数料

許可証の再交付手数料

一般廃棄物処理業従業員

交付手数料(1人当たり)

一般廃棄物処理業従業員

再交付手数料(1人当たり)

国民健康保険税督促手

介護保険料督促手数料

後期高齢者医療保険料

上下水道課下水道業務係

公共下水道事業受益者

負担金督促手数料

町民課ごみ対策係

税務課管理収納係

上下水道課下水道業務係

保険課保険料係

₿町民課住民係

锐務課管理収納係

町税督促手数料

保険課保険料係

督促手数料

数料

町民課ごみ対策係

町民課住民係

手数料

手数料

手数料を改定します

事務経費の見直しと近隣市町との均衡を

図ることで、受益者負担の公平性・公正性を

保つため、一部手数料を次の通り改定します。

※督促手数料は、27年度賦課分から

改定前

200円

200円

2,800 円 4,000 円

2,800 円 4,000 円

750円 1,500円

300円

200円

50円

50円

50円

50円

50円

改定後

300円

300円

900円

400円

100円

100円

100円

100円

100円

2 985-4105

2 985-4117

2 985-4109

2 985-4227

2 985-4126

後納制度を知っています 国民年金保険料の納期限の延長 か

納めることができない 3年間、通常は2年を超えると 平成24年10月から27年9月まで 国民年金保

齢基礎年金を受給している人 (65 とができます。 か、将来受け取る年金を増やすこ

受給資格が得られる場合があるほ後納制度を利用すると、年金の ができるようになっています 険料が、10年以内まで納めること ただし、すでに老

> 制度が利用できない場合もあり 含む)は、納めることができませ 歳以上で受給権を持っている人を ん。また、後納制度は事前申し込 ので、ご注意ください 審査の結果、

2 9

後納

固町 みが必要です。 松山西年金事務所国民年金課 民課住民係 5

9 2 5

住民登録を忘れずに

始めた日から14 転出届…引越予定日 転入届と転居届…新住所へ住み 出生届・死亡届・死産届・婚姻届・ 平日8時30分~ 日以内 のおおむね

7

受付 カ月前から受け付け 出に伴い、他課で手続きが 17時15分

₿町民課住民

届け出方法

•届け出期間

険、

国民年金、

児童手当など各種

ビスの基礎となります

の続柄などを記録し、 生年月日・性別・住所・

国民健康保

世帯主と

してください。

住民登録は氏名

速やかに住民登録の届け出を

っ越しなどで住所を移した人

まず松前町で「転出届」を出し、 町外へ転出 交付される転出証明書を持つ するとき て転出先で「転入届」を出す

町内へ転入 したとき

したとき

転出証明書を持参し、松前 町へ「転入届」を出す

町内で異動

お済みですか?

届け出が必要です。

●国保へ加入するとき

町内へ転入したとき

(転入前も国保の人)

他の健康保険をやめ

たとき

届け出が必要なとき 持参するもの

松前町で「転居届」を出す

国民健康保険の届け出

次のいずれかに該当する場合、14日以内に

届け出をしていないと、必要なときに使用で

転出証明書、

印鑑(シャチハタ不可。以下同じ)

健康保険資格喪失証明書、印鑑

きなくなります。忘れずに届け出をしましょう。

から28年3月

職業欄の記入にご協力く

、ださい

離婚届

として活用される大切な調査です や社会福祉など各施策の基礎資料 調査に併せて依頼して 調査のみに使用しますの 口動態調査は、 法律に基づき、 公衆衛生、労働衛生 願い 記入した情報は います。

入を依頼 動態調査」に活用するため、下記の 平成27年 出を行う場合には、 厚生労働省が行う「人口 職業の記

職業の記入は、5年に一度の国勢

対象となる届出

※死亡届は産業の記入も 婚姻届 離婚届 死亡届 死産届 あ

てあります。詳しくは、お問い合わの窓口には、職業別例示表を置い 「事務職」「販売業」「サービス職」の 区分で記入してください。届け出 せくださ ※職業については、「専門 詳しくは、 技術職」

₿町民課住民係

平成27年4月から

口座振替領収書を廃止します 町税や保険料などを口座振替に

●廃止後も郵送する証明書

税、軽自動車税、国民健康保険税(普 ●対象となる町税・保険料など 理解とご協力をお願いします の結果は通帳でご確認ください。 座振替領収書を廃止します。 から省資源化などを図るため、送していました。しかし、27年4 は、これまで口座振替領収書を郵 よる納付で領収書を希望する人に 町県民税(普通徴収)、 固定資産

期高齢者医療保険料(普通徴収) 通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後

振替 口身 月中旬に送付

書…毎年5月下旬に送付

保険課保

後期高齢者医療保険料) …毎年1 国民健康保険税・介護保険料・ 確定申告で使用するための証明書

します。

9

■税務課管理収納係(税のこと)

軽自動車の継続検査用納税証明

子どもが生まれたとき 印鑑 生活保護を受けなく 生活保護廃止通知書、印鑑 なったとき

外国人が加入すると き(外国人登録後、3カ月以 在留カードや外国人登録証明書 上の滞在が認められたとき)

●国保から脱退するとき

1 7 5

届け出が必要なとき	持参するもの
町外へ転出するとき	保険証、印鑑
他の健康保険に加入したとき	健康保険の保険証、 国保の保険証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始通知書 保険証、印鑑
死亡したとき	保険証、印鑑

●国保のその他の手続き

届け出が必要なとき	持参するもの
保険証の内容を変更するとき (住所・氏名・世帯主など)	保険証、印鑑
保険証を紛失・破損したとき	本人確認ができるもの (写真付1点、ないものは 2点以上必要)、印鑑

※修学で町外に住所を移すときは手続きが必要です。平成 27年4月以降発行の在学証明書などを持って保険課へお 越しください。

❸保険課医療保険係 ☎985-4107